

ビジネスとしての政治：ウォルター・バジヨットの 議会改革論

遠山, 隆淑
九州大学大学院法学府博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/16390>

出版情報：政治研究. 49, pp.155-188, 2002-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：

ビジネスとしての政治

——ウォルター・バジヨットの議会改革論——

はじめに

第一節 議会改革の必要性

第二節 統治階級の門戸開放

(一) ビジネスと財産

(二) ビジネスと教養

第三節 統治階級の資質——ビジネスと政治

第四節 被治者階級の統合——ビジネスと議会政治

むすびに代えて——『イギリス国制論』への射程

遠
山
隆
淑

三度の選挙法改正（一八三二年、六七年、八四年）、穀物法の制定（一五年）と廃止（四六年）、様々な社会改革立法、「飢餓の四〇年代」、「繁栄の五〇年代」——一九世紀のイギリスは「改革の時代」と特徴づけられてきた。にもかかわらず、この時期全体を通して、貴族やジェントリたち、伝統的統治階級による政治的支配がなおも盤石であったことは、これまで多くの研究が明らかにしてきた。しかし、このような幾たびにもわたる改革は、当然、統治階級による支配の自明性に疑問を生じさせ、また、その自明性への疑問自体が様々な改革の原因ともなった。このことが如実に表れたのは、特に、議会改革に至る過程においてである。この議会改革の是非、その内容の如何が論じられる中、多くの論者たちによって、統治階級の支配の正当性根拠が白日の下に晒され、精査されたのであった。

議会改革論争は「誰がイギリスの統治者たるべきか」という中心的テーマを巡って百家争鳴の様相を呈した⁽¹⁾。論者としては、例えば、デモクラシー化は長期的に見て不可避であり、それが基本的には望ましいという見地から、非階級的知的エリートによる政治的リーダーシップを構想したジョン・ステュアート・ミル⁽²⁾、伝統的ウィッグを自認し、あくまでも既存の統治層による政治的支配、伝統的国制を維持する立場から、選挙資格のあらゆる拡大に反対したジョン・オースティン⁽³⁾、さらには独自の教養概念を展開することで、イギリス国民の統合を目指したマシュー・アーンノルド⁽⁴⁾など、枚挙に暇がない。

家業の銀行経営に携わりつつ『エコノミスト』の第二代編集主幹を務めたウォルター・バジヨット (Walter Bagehot, 1826-1877) もまた、この時期に健筆を揮った一人であった。彼は、一八五〇年代後半から六七年の第二次選挙法改正までに、『エコノミスト』や『フォートナイトリー・レビュー』など幾つかの雑誌に、議会改革を扱った数多くの評論を寄稿している。これらの評論を通じて、彼は議会改革論争に積極的に参加し、来るべき改革へ向けて自らの見解を

開陳した。⁽⁵⁾

本稿では、バジヨットのこれらの諸論考のうち、特に『イギリス国制論』(The English Constitution, 1865-1867)以下『国制論』と略称)以前のものを中心に検討する。考察の主眼は、彼の統治階級論の分析におかれる。すなわち、バジヨットは、いかなる理由からいかなる人々が統治を担うべきと考えたのかを解明することが本稿の目的である。この検討により、彼の議会改革論は、ビジネス (business) という鍵概念を軸に展開されていたことを明らかにする。彼は改革論争において政治をビジネスとして独自に論じ、「ビジネスの教養」を有した上層中産階級が新たに統治階級に加わるべきことを訴えたのである。⁽⁶⁾

本稿の構成を示そう。まず、第一節では、バジヨットの議会改革論の前提である彼の現状認識を提示する。彼によれば、従来の統治階級と新興の上層中産階級とは潜在的な対立関係にあった。既存の統治階級の政治的支配は盤石であり、上層中産階級が統治層に加わる余地はなかった。この状況に上層中産階級は不満を持っているため、選挙制度を変えなければ、穀物法廃止以前のように再び労働者階級と結びつき、国政の安定を脅かしかねないとバジヨットは診断していたのである。

バジヨットはこうした対立の激化を回避するために、これら二階級による共同統治の実現を独自に目指した。しかし、ヴィクトリア時代中期のイギリスで、全国民から統治階級として認知されるためには、上層中産階級もまた「財産 (property)」と「教養 (culture)」を備えていることが承認されねばならなかった。第二節では、財産と教養の再定義を行ったバジヨットの議論を分析する。バジヨットによれば、上層中産階級は「ビジネス」という独自の「財産 (property)」と「教養 (culture)」を有していたのである。

第三節では、このような「ビジネス」の概念に立脚したバジヨットの政治観を分析する。バジヨットは政治をビジネスとして論じ、実務能力と組織経営感覚をあわせもった「ビジネスの教養」こそが政治の場で発揮されるべきだと

主張した。

最後に、第四節では、被治者階級（下層中産階級と上層労働者階級）の統合に関するバジヨットの議論を考察する。当時、下層中産階級はすでに選挙資格を獲得しており、さらに上層労働者階級の政治参加が目前に迫っていた。こうした新たな状況への対応策として、バジヨットは、イギリスにおける主たる統治機関である庶民院（The House of Commons）⁽⁷⁾で彼らの見解を集約し、それによって彼らを体制内化するという議論を展開したのだが、国民統合という困難なこの課題を果たすためにこそ、「ビジネスの教養」を備えた政治家の存在が不可欠だったのである。

第一節 議会改革の必要性

一八五九年一月、バジヨットの「議会改革論」が『ナショナル・レビュー』に掲載された。⁽⁸⁾この論考は、議会改革に関する彼の議論を最も詳細に展開した作品であり、その具体的な改革案の内容のみならず改革の必要性を訴えるに至った彼の現状認識を把握することができる。バジヨットによれば、議会改革の目的は、庶民院の見解と世論とを一致させることであった。しかし、彼によると、当時、上層中産階級の発言権が不当に制約されていた。彼はこの状況を変えなければ、反穀物法運動時のように、再度上層中産階級が労働者階級と結びつき、イギリスを危機的状況に陥れるであろうと主張し、上層中産階級に国政上のしかるべき権力を分与すべきことを訴えている。

バジヨットに限らず、議会改革の目的は、当時は一般的に、庶民院の見解に民意を効果的に反映させることであると考えられていた。したがって、議会改革の争点は、どの階級にどれだけの選挙資格を与えれば、庶民院で世論は正確に反映されるのかであった。その意味で、議会改革とは選挙法改革と同義であった。

選挙法改革には、第一次選挙法改正前と同様、大きく分けて二つの制度改革が含まれていた。すなわち、選挙資格

の拡張と議席の再分配である。前者は、主に、当時の国政選挙で採用されていた財産資格の緩和の問題であった。後者の問題は、産業革命以降の人口変化に選挙区制度が対応していないことから生じていた。つまり、近代以後の工業化は北部の都市化と人口増加をもたらしたが、議席の割り当ては依然として南部諸州に集中していたため、これが新興工業地域の人々の不満の原因となっていた。議席再分配の問題とは、この不満に対処するために、南部の議席を減らし、それを北部に割り当てることであつた。例えば、バジョットの「議会改革論」が発表された五九年当時⁽⁹⁾、ダービー保守党内閣が上程した改正案の骨子は、カウンティーにおける従来の課税評価五〇ポンド占有者選挙資格を一〇ポンドへ引き下げること、および代表権を持たない大都市および人口過密のカウンティーに一五議席を再分配することにあつた。他方、同年のパーマストン自由党内閣による改正案は、カウンティーにおける選挙資格を一〇ポンド占有者に、バラにおける選挙資格を一〇ポンド戸主選挙資格から六ポンド資格へと切り下げようとするものだった。

バジョットの改革論に戻ろう。彼によれば、一八三二年の選挙法改正の結果、「庶民院の見解と国民の見解は概して一致して⁽¹⁰⁾」たが、それでもなお改善すべき欠点が存在していた。それは、議会が「土地所有勢力の感情と見解⁽¹¹⁾」に傾きがちだということであつた。バジョットによるとこの問題は、「国民中の発展的部分」を構成している上層中産階級が国政上「ほとんど影響力をもっていない」ことを意味していた。⁽¹²⁾「自由貿易運動の歴史が証明している」ように、もしピールがこの階級を軽視し「政治家らしい判断を行わなければ」、上層中産階級と議会との間で「争いが起こっていただろう⁽¹³⁾」と論じるバジョットにとつて、これは憂慮すべきことであつた。

バジョットによると一八五九年に至っても両者の間の溝が残つたのは、従来の統治階級の財産 (property) である土地が多大な政治的影響力を有することに起因していた。彼は「支配的な社会慣習により、閣僚は大資産家でなくてはならない。そして、あらゆる財は土地めがけて転がっていく。政治的財に至ってはとりわけそうだ」と、地主階級が政治的実権を握る必然性を指摘している。しかも、土地は株式に比べ財産として安定した価値を有し、地主に容易

に名利をもたらず。したがって地主階級が「商業経営に参画すべきであるなど」ということはまったくもって問題外」であった。この階級は、彼の観察によれば、イギリスの統治階級として確固とした勢力を有しており、単独で政治的支配を貫徹しうる存在だったのである。⁽¹⁴⁾

確かにバジヨットが観察するように、当時のイギリス社会において、地主階級およびその関係者による政治的支配は盤石であつて、議会に入るためには概してこの階級に属していなければならなかつた。⁽¹⁵⁾ しかも、以前から地主階級は反産業的精神を有し、上層中産階級、特に工業従事者が有する知的風潮を、自らのジェントルマン文化とは比べものにならない卑賤な代物として軽蔑していた。⁽¹⁶⁾ ウィーナーが指摘しているように、産業とは「手を汚して働くこと」で、好ましくない卑賤な代物として軽蔑して来たのである。イギリス商工業の担い手たる製造業者や大工場経営者たちもまた、事業を成功させ財をなすやいなやこのような工業蔑視の知的、文化的風潮に自らを適合させ、大所領を購入し、ジェントリ化する道を選ぶ有様であつた。⁽¹⁸⁾

しかし、当時のこうした風潮に抗して、バジヨットは次のような診断を下している。すなわち、地主階級の価値体系が当時に支配的であろうと、目下成り上がる途上にある「発展的部分」、上層中産階級は不満を持っている。確かに、ピールによる穀物法廃止によって、両者の対立は回避された。しかし、イギリス社会内での実力に比して正當な評価が与えられていない上層中産階級は、「不完全な代表に対する不愉快な意識」⁽¹⁹⁾を抱き、労働者階級の選挙資格要求運動を指導しているのである。バジヨットはこれと同様の主張を、「議会改革論」の約六年後の一八六四年末に『エコノミスト』に掲載された「簡明な議会改革案」においてくりかえしている。

改革の煽動を厳密に研究している人ならば、この感情——商業的富と製造業の富が十分に代表されていないという感じ^(sensation)——がどれくらいしっかりと労働者階級の代表要求と結びついているかを見出すことができる。労働者たちを煽動しているのは、彼

らを雇っている製造業者たちである。これら二階級は、直接的な利益において最も明白に対立し、悲惨な不和に陥つてはいる。しかし、これらの二階級はこの「選挙資格拡大の問題」に関しては、「利害が」一致している。事業経営者 (capitalists) は国民の運動を率いている。彼らとはときに、労働者以上に労働者の諸権利を求めて騒ぎ立てている。その理由は単純である。事業経営者と労働者は、この問題に関しては、一つの利益——一つの共通の目的——を持つているのである。彼らの望みは、彼らの現在の議席を、「農業という」過去の産業の廃れた遺物によって現在占拠されている場所にまで押し進めることである。²⁰

バジヨットの考えでは、この状況は政体の危機さえも招きかねないものであつた。というのも、上層中産階級が旧来の地位に留めておかれることによつて、この階級もまた、「全人類共通の平等権」をふりかざしてはばからない「デモクラシー色 (a tendency to democracy)」に染まつてしまふからである。したがつて、「マンチェスターの創業者たちのような非常にエネルギーな階級は懐柔され」ねばならない。²¹

このように、バジヨットは上層中産階級と統治階級たる地主階級との対立を強調した。この対立関係を解消しなければ、上層中産階級が労働者階級と結託し、四〇年代のような危機的状况に陥ると警告することで、バジヨットは上層中産階級に庶民院でのより大きな発言権を与えるべきことを主張したのである。もつとも、彼が求めたのは、単なる上層中産階級の「懐柔」ではない。次節以降で明らかにするように、彼の真の意図はより積極的に、上層中産階級そのものを統治層に加えることであつた。

第二節 統治階級の門戸開放

従来の統治階級である地主階級と新興の上層中産階級との対立を解消するために、バジヨットは上層中産階級もまた、統治階級として適任である、という主張を展開していく。ここで注目すべきは、その際に彼が用いた説得の論理

あるいは言語操作である。すなわち、バジヨットは地主層に統治階級の地位を与えてきた属性を再定義した上で、それが上層中産階級にも共有されていることを示し、これによってこの階級が統治階級としてふさわしいことを説得しようとしたのである。彼が再定義した属性とは、「財産 (property)」および「教養 (culture)」であった。バジヨットはこのような概念の読み替えを通じて、上層中産階級もまた統治階級にふさわしい「財産」と「教養」を有していることを主張しようとしたのである。

(一) ビジネスと財産

まずはじめにバジヨットがどのように「財産 (property)」の意味を再定義しているかを見ることにしよう。バジヨットは国政において地主階級が強大な権力をふるっている、という先述の現状認識から、選挙における新たな財産資格が採用されるべきだと主張する。彼によれば、財産資格を「家屋と土地 (houses and land)」つまり「不動産 (Real property)」のみに制限する従来の選挙方法では、「社会状況の最も重要な変化」が考慮されておらず、その意味で不完全である。実のところ、この社会変化によって「我々の富のうち、多くのものの本質が変容」させられた。

法律家たちが動産 (personal property) と呼んでいるものの発展はここ数年、とてつもないものである。鉄道株、運河株、公債、銀行株、無数の社債は、ここで意味しているもののほんの一例にすぎない。産業上の大事業は当代の一大特徴である。よって、これら「大事業」における株式も土地財産と同等に選挙資格付与の要件となることが適当なのである。²²⁾

この指摘が続けて、バジヨットは、選挙資格付与の対象となる財産の条件を二つ挙げている。第一に、選挙資格付与

に値する財産は一定期間（バジヨットは三年を例としている）「きちんとした報酬のあるもの（remunerative）」でなくてはならない。なぜなら「選挙資格という目的にとつて、収入を生み出さない財産は、十分に実体のある財産ではない」からである。第二に、このような財産は、登記簿（register）に記載のあるものでなくてはならない。これら二つの条件を満たす動産を、バジヨットは「ビジネス財産（business property）」と名付ける。彼はこうして「ビジネス財産」もまた、不動産と同様、選挙資格付与の対象にふさわしいものとして位置づけようとするのである。⁽²³⁾

さらにバジヨットは財産と知性との密接な関係を指摘し、不動産であれ「ビジネス財産」であれ、財産の所有者は、統治階級の一員たりうるにふさわしい資質を持っている、という議論を展開する。すなわち「財産の所有は一般的な知性とある程度の関係があるだけでなく、とりわけ、政治的知性（political intelligence）と関係がある」。というのも、国政における誤った判断は財産の喪失につながるため、よい判断を行おうとする意志が、財産を所有していない者よりもはるかに強くはたらくからである。「概して、国民の福祉は、その国における暮らし向きによい者にとつてこそ、もつとも貴重なもの」⁽²⁴⁾として真剣に受け止められざるをえないのである。

このように、バジヨットは、「ビジネス財産」の所有者にも政治的知性があることを示し、従来の地主階級と同様に統治を担う資格があると主張する。彼はまた、ギゾーの議論を引用して、知性こそが「大衆を思いのままに受け入れ、大衆に対して能力を発揮せずにはいられない正当なアリストクラシー」⁽²⁵⁾の要件なのだ、と論じる。さらに、バジヨットの考えでは、知性によつて国家を統治していく者が拠つて立つべき政治的立場は、自由主義か保守主義かを問わずおのずから同一のものとなる。彼は「議会改革論」より三年前に執筆した「知性的保守主義」（Intellectual Conservatism）において、「我々の立場は今や国民規模（national）のものなのだ。大いなる程度で、全自由主義者は今や保守主義者なのである。自由主義の目的——あの道徳的知的状態——政治的知識層のあの優位——政治的に無知な人間に対するあの漸進的教育——自由と秩序のあの結合——これらは既に存在している」⁽²⁶⁾と述べ、統治階級の利害が一致し

ていることを指摘した。バジヨットは「議会改革論」においても、同様の議論をくりかえし、上層中産階級を統治階級から排除するような従来の方策に対して警告を発している。

当代では、事業、経営者の保守主義（*capitalist conservatism*）が政治的に必要とされている。もし、富の知的な創造者たちを、知性と財産のしかるべき影響力を有する地位へと迎え入れていたならば、我が国制の安定が保障されていただろう。彼ら最も危険な攻撃者をおとなしくさせておくべきだったのだ。今や彼らを我々の最も活動的な同盟者に含めるべきである。⁽²⁷⁾

以上のようにバジヨットは、財産（「ビジネス財産」）の所有、財産所有に付随する政治的知性、政治的知性を有するがゆえの健全な保守性、これらすべての点で、上層中産階級を統治階級から排除する理由はなく、排除することはむしろ政治体制の不安定につながると力説したのである。

(二) ビジネスと教養

もつともヴィクトリア時代中期のイギリスでは、国民の尊敬を受け、統治階級として振る舞うためには、財産の所持だけでは不十分であり、さらに、「教養（*culture*）」を身につける必要があった。当時のジェントルマン的価値観において唯一の「教養」として認められていたのは古典教養（*liberal arts*）であった。これに対してバジヨットは、ビジネスにたずさわる人々の精神的あり方も教養であると論じ、それを「ビジネスの教養（*business culture*）」と呼んだ。バジヨットは、財産と同様、教養のこうした再定義によって、統治階級の地位を上層中産階級にも開放すべきだと主張したのである。

当時の通念によれば、教養は名門パブリックスクールからオックスブリッジへというコースに代表されるジェントルマン教育制度を通じて修得されるものであった。ジェントルマン教育の代表的ルートを経いていなかったジョン・ステュアート・ミルですら、一八六六年、セント・アンドリューズ大学名誉学長就任時の演説で「大学は職業教育の場ではな」と断言し、次のように続けている。

大学の目的は、熟練した法律家、医師、または技術者を養成することではなく、有能で教養ある人間を育成することにあります。…専門職の養成のための公的機関があるのは至極当然であり、したがって、法律学校、医学校があるのは結構なことであります。そして、さらに、技術・工芸学校があれば、なおさら結構なことでしょう。このような学校制度をもつ国々はその制度をもつことよって一層発展するでしょう。しかも、これらの学校をいわゆる本来の意味での教育のために設立された施設として大学と同一の場所にそして同一の監督下におくことは多少の利点もあるにはあるでしょう。しかし、技術を伝えるということは、各世代が次の世代に手渡すべき義務を背負っているもの、つまり、各世代の文明と価値を支えているものの中には入りません。⁽²⁸⁾

このように、ミルは、医学や技術工学といった専門技術教育を教養の外に置いた。貴族文化との対決を強烈に意識していた彼でさえ、このように考えていたとすれば、イギリスにおいて、実学を軽蔑する風潮が一般的であったことが理解されよう。この風潮は、実業界、特に製造業への蔑視につながっていた。当時、ジェントルマンたらんとするオックスブリッジの卒業生は、貴族、地主の家系を継ぐか、聖職者や上級専門職、官僚になるのが常であって、実業界に進む者はほとんど存在しなかったのである。⁽²⁹⁾

バジヨットの教養論は、同時代において、独特のまったく新しい議論であった。まず、「我らが統治階級」(一八五六年)と題された論文に注目しよう。彼によれば、イギリスのような「自由な国において、統治階級の選択ほど気をつけ、間断なく注目を要するテーマはな」く、特に考察すべきは「どの階級にどの程度、その「主権的」権威が割

り当てられるべきか」である。「割り当てられる権威」の程度とは、選挙資格およびその選挙資格によって議会に送られる代表の数のことである。また、その程度を決定するのは、イギリス国内である階級が実際に果たしている役割の大きさである。

それでは、当時のマンチェスターやリバプールのような大都市は、「現実に見合った形で (really) 選挙資格が与えられ、代表を送り出していると言えるであろうか。バジヨットによれば、第一次選挙法改正後、リバプールのような新興の大都市におけるほとんどの選出議員は一〇ポンド戸主、つまり「下層商人階級 (our lower trading classes)」の利益を代表する人々に偏っており、財産や知性の面でこれらの人びとを凌ぐ「中産階級の最上層 (the best of our middle classes)」の発言力が不当に制限されていた。確かに下層中産階級の「不断の活力 (steady energy)」や「勤勉 (industry)」は「我々の富の増加に貢献している」。しかし、社会全体としてみれば、彼らは、極めて限定された役割しか果たすことができない。というのも、彼らの活力や勤勉は、商業活動における非常に狭い領域に限定されているからである。商業活動全般は、下層の商人階級が受けもつことのできる活動領域よりはるかに広いものであるとして、バジヨットは以下のように述べる。

商業活動には、どれだけ様々なたしなみ (accomplishment) 社会的洗練、学問的教養 (literary cultivation) が必要なことだろう！
これらは彼ら一〇ポンド戸主の領域外のものだ。

「様々なものから成る教養 (a various culture)」を下層商人階級がもつのは不可能である。そうであるとすれば、産業部門における代表の大部分を送り出している一〇ポンド戸主は、不当に大きな政治的影響力を有していることになる、とバジヨットは論じている。

バジヨットは、これに続けて、上層中産階級と地主階級に目を転じている。彼は、両者の関係を考察した結果、統治階級には両者がともに不可欠であるという結論に至るのであるが、注目すべきは、その立論である。すなわち、バジヨットは、地主階級と上層中産階級がそれぞれ独自の教養 (cultivation) を持つという視点から議論を進める。

地方に住む人々「地主階級」の教養 (cultivation) は、生き生きとしたもの (living)、実践的 (practical) なものだ——その教養は、現実をより多く扱い、特に一貫性にこだわらない。しかし、都市居住者「上層中産階級」の教養 (cultivation) は、ずっと抽象的で、知性的だ。彼らは、場合によっては言葉を実体だと思ひこむこともあるが、新しい事物への適応においては地方の人間に勝っている。彼らは知的公正さにおいても勝る。ある問題に対して、彼らは両方の言い分を聞き——相争っている議論を比較考量し、問題となっている諸事実の内、どれが見込みがあるかを見抜く能力に長けている。地方の人間は、瞬時に判断するが、その判断は、正しいときには彼らの本能によって、誤っているときには彼らの偏見によってなされているのである。都市の人々は、入念な系統的知識 (the elaborateness of civilisation) という点で勝っている——彼らは証拠を議論し——疑念を提示し——ゆっくりと、一つずつ段階を踏んで、大体の結論に到達するのである。大きな出来事に当たるときには、以上の両方の過程が必要だ。地方の人間の偏見は、都市の人間の慎重な理性によってチェックされるべきだ。逆に、都市の人間の念入りすぎる議論もまた、地方の人間の大きっぱな本能によってチェックされるべきだ。

バジヨットは、それぞれの階級における教養の相違を描写するとともに、両者の相補的關係を強調することによって、上層中産階級に統治階級の一角を担わせる必要を説いたのである。

このような視点からバジヨットは「議会改革論」において、独自の大学論を展開している。彼はまず、当時の議会に代表を与える」という議論に注目している。槍玉に上げられたのは、ホリーオーク (Hollyoak) が唱えた資格試験による選挙資格付与論である。これは、ミルの『経済学原理』などをテキストにした試験に合格した者に選挙資格を

付与する、というものである。バジヨットは、この議論を「馬鹿げた考え」として一蹴する。というのも、「このような試験を実施しても、わが国において選挙資格を与えられる者はほとんどいない」からである。有権者には必ずしもこのように政治を理論として理解することは必要ではない。ミルが論じるような理論など理解しなくても「あらゆる点から見て、選挙人として十分な資格がある者が非常に多くいるし、中には代表としての役目を果たすことができる者までいる」。さらにバジヨットは「学識社会 (learned societies) の全成員」に選挙資格を与えるという論議に対しても批判を加える。なぜなら、「学識社会」に属する者が「本当に学識があるかどうか、という保証がどこにもない」⁽³⁴⁾からである。知性そのものを代表するという考えは、結局のところ「知性の目に見える基準が存在しない」がゆえに現実的ではない、とバジヨットは結論づけている。

バジヨットによれば、この知性の代表論において、「せいぜい達成可能なもの」は「諸大学に議席を与える」ことにすぎない。よって彼は、選挙資格が与えられる大学は「可能な限り広げられるべきである」と提言し、このような拡大の結果、大学は教養の新たな供給源としての役割を果たすと主張する。さらに、彼はこの予測の詳細を次のように敷衍している。

この論議に関して、ロンドン大学およびスコットランドの諸大学に対して議会代表を与えよという主張に、我々は特別な注意を払うべきだ。前者の大学「ロンドン大学」に関しては、オックスフォードおよびケンブリッジとあらゆる点で、同等の地位に置かれるべきだ、という明確な言質を政府は与えている。そうすれば、このような諸大学は、知的教養を有した代表を庶民院に追加するだけでなく、また自由な知的教養 (free intellectual culture) を身につけた代表をも庶民院にもたらすであろう。これは、旧両大学の教会的教養 (the ecclesiastical culture) を身につけた代表とは別のものだ。フライト氏は、オックスフォードおよびケンブリッジ両大学選出議員が改革に対して常習的な敵意をもってしていると非難している。恐らく、これは真相をついた糾弾であろう。教育問題がますますもって社会の関心を引いているときにあって、進取の知的教養 (liberal intellectual culture) を身につけた適切な代表は庶民院に最もふさわしい

ものである。³⁵⁾

バジヨットはこのように、パブリックスクールおよびオックスブリッジが提供した全人格的な陶冶を目的とする教養教育に対置させる形で、ロンドン大学などの出身者が修得した学問（より専門性の高い科目を含む）を「進取の知的教養」と表現し、これに教養 (culture) の地位を新たに与えることを試みたのである。³⁶⁾

のちに、バジヨットは、『国制論』ではこのように再定義した教養を「ビジネスの教養 (Business culture)」³⁷⁾と表現することになる。「ビジネスの教養」についての詳細は後述する（第三節）。ここで強調したいのは、教養の再定義の作業にバジヨットが注いだ努力である。彼によれば「ビジネスは、実際には遊びよりも楽しいものである。それは人間の全知能 (whole mind) や全人間性 (aggregate) をとらえて、享樂以上に深い興味をいつまでも抱かせるのである。しかし、一見してビジネスはそんなふうには見えない」。³⁸⁾「見えない」からこそ、彼は「ビジネス」の教養的性質を力説せねばならなかったのである。

以上のように、財産と教養の再定義を通じて、バジヨットは上層中産階級が統治階級の一員たるべきことを主張した。次節で検討するように、これには上層中産階級と労働者階級の共闘を阻止するという消極的な理由だけでなく、より積極的な理由もあった。バジヨットは「ビジネスの教養」を身につけた上層中産階級に統治階級としての独自の活躍を期待していたのである。次節では、バジヨットの議論におけるビジネスと政治 (Politics) との関係を考察し、政治において「ビジネスの教養」が果たす役割を明らかにしよう。

第三節 統治階級の資質——ビジネスと政治

前節で論じたように、バジヨットは「ビジネス」を教養の新たな一形式として特徴づけ、「ビジネスの教養」を有する上層中産階級もまた統治階級にふさわしい資質をそなえていることを力説した。本節では、このような教養の再定義（そしてその背景にある財産の再定義）とバジヨットの政治観との関係について考察することにした。

バジヨットによる教養の再定義は、従来の教養の概念を全面的に廃棄するものではなく、新たな部分（「ビジネスの教養」）を付け加えることによりなされた。また、教養を統治（政治）を担うために必要な資質として考えるところで、バジヨットは従来の見方を踏襲している。とすれば、教養概念の部分的拡張は、同時にまた政治に必要な資質についての見方の拡張を意味することになるし、ひいては政治概念そのものの拡張でもあるはずである。これから明らかにするようにバジヨットの議論はこの推測を裏切らない。

しかし、考慮すべき点がもう一つ残されている。概念の部分的な拡大には新しい部分の付加を単純に認めることができる一方で、そうした付加により概念全体が変質するとも言えるであろう。あるいは、少なくとも、従前の古い部分と新しい部分との関係が問われざるをえないであろう。こうした問題をバジヨットがどの程度、どのように認識していたのかについては、本稿の最後で触れることにしよう。

ビジネスという見地からバジヨットが一八五〇年代に展開した議論を検討すると、政治をビジネスの一分野として位置づけ、ビジネスと共通する特徴を政治についても指摘している点が目につく。仮にこの種の議論を「ビジネスとしての政治」論と呼ぶことにする。この「ビジネスとしての政治」論は、例えば「一八五一年のフランススクーデータに関する書簡」（一八五二年、以下「クーデタ書簡」と略記）では、次のように一般的に述べられている。³⁹

パークは：以下のように、世界に向かって初めて説きました。政治 (politics) は時間と空間とからできている——諸制度は変わりやすい世界の状況の移り変わりに急かされ、また合致させられる移りゆくものなのである——事実、政治 (politics) は、ビジネスの単なる一分野 (a piece of business) にすぎない——つまり、あらゆるケースにおいて、明らかな緊急要請によって決定される——分かりやすい英語でいうと、判断力と状況 (sense and circumstance) によって決定されるのである。以上がパークが説いた内容です。「要点引用者」⁽⁴⁰⁾

バジヨットは、このようにパークに語らせながら「政治はビジネスの一分野」であるという政治観を打ち出している。政治がビジネスの一分野であるとするならば、ビジネスの方法は「商人には不可欠なもの」であるだけでなく、「政治家にとつても非常に重要なものだ」⁽⁴¹⁾ということになる。

バジヨットはまた「ビジネスとしての政治」論の一環として、政治がビジネスと共通する点についても指摘を行っている。一八五六年に『サタデー・レビュー』に掲載された小論「鈍重な政府」(Dull Government)において、彼は、イギリス議会における仕事の内容をビジネスそのものであるとして、それを鈍重 (dull) で退屈 (bore) な事柄の処理として特徴づけている。

「議会で行われていることが鈍重な内容であるということ」イギリス人が不平を言うべきである、ということとは全く正しいが、そうすべきである、と大まじめには言えない。…統治における事柄が鈍重であるということはよい徴候であつて、悪いものではないということ——特に、議会政治における鈍重さは卓越性の指標であり、その成功の表れだということを彼は思い起こすべきである。実際、最高のビジネスはすべて幾分鈍重なものな⁽⁴²⁾だ。

議会で処理されるのが「鈍重」で「退屈」な事柄であるのは、それが日常的な具体的細目事項だからである。

今後、我々の注目を引く問題は多岐に渡るであろう。その問題のどれもが、非常に重要なものであり、そのいくつかは非常に難しい問題であり、あらゆる問題は歴史的文脈によって複雑化したものだろう。また、多くの細々とした (tiny) 問題から成り立つ問題もあろう。

政治がビジネスの一分野であるとすれば、そもそもバジヨットは、ビジネスをどのように考えていたのだろうか。「クレータ書簡」では、ビジネスについて「実利的計算を本能的に行う習慣」⁽⁴⁴⁾であるとされている。また後の『国制論』で彼は、ビジネスそのものについて、以下のように定義している。すなわち、「ビジネスとは実際には特定的手段を特定の目的のためにびったりと適合させること (the adjustment of certain particular means to equally certain particular ends)」⁽⁴⁵⁾なのである。こうした説明からは、バジヨットが「ビジネスとしての政治」を手段を目的に適合させるよう計算する目的合理的な実務的営みとみなしていた、とさしあたり言えなくもないであろう。

ただし、これには限定が必要である。バジヨットが政治的営みとして念頭においている実務的能力は、単なる機械的な事務処理の伎倆といった狭隘な性格のものでは決してなかった。それはあくまでも「ビジネスの教養」と言えるものでなくてはならなかった。それは組織運営を担う経営者の資質に共通するものであった。こうした資質をそなえた人物像は、たとえば、『国制論』において「ロンドンの株式会社による大銀行の成功」を論じた一節に描かれている。

これらの銀行は重役会によって運営されているが、その重役の大部分は、銀行業務の訓練を受けていないのである。またこの重役会には、特殊な訓練を受け、生涯を銀行業務に携わるように育成された職員の一団が配属され、重役会を補佐している。そしてこのような方式を採用した銀行が、生粋の銀行員のみからなる旧式の銀行を完全に圧倒した。この経験から分かったことは、銀行の窓口だけから社会をながめていた旧式の銀行よりも、重役会の方が柔軟性のある豊かな知識を持ち、実業社会の要望を洞察する力を備え、貸し出すべき時と、貸し出してはならないときとを、よく心得ているということである。

これと同様に、ヨーロッパで最も成功した鉄道も技師や運輸管理職によって運営されているのではなく、事業経営者 (capitalists) によって運営されている。すなわち鉄道の専門知識をもっていないにしても、一定のビジネスの教養 (business culture) を修めた人々によって運営されているのである。⁽⁴⁶⁾

彼は続けて、「各種の事業 (business) の頂上 (かりにこう呼んでおく) は、山々の頂上と似ている。…それは各事業の下部が、山の麓に似ている以上によく似ている」と述べている。⁽⁴⁷⁾ このように、どの事業に従事するかに関係なく、このような組織や事業のトップ、つまり経営者が実際「ビジネスの教養」を修めている、とバジヨットは考えていたのである。

これまでの議論を整理しよう。本節の議論から、「ビジネスの教養」を身につけた人物とは、的確に事務処理を行うかつ、組織全体を運営する能力を有した事業経営者であった、と解することができる。バジヨットはこのような人物を「ビジネスを事とする人々 (men of business)」と表現している。⁽⁴⁸⁾ 上層中産階級の統治階級としての適格性を主張するとき、バジヨットは、まさにこのような事業経営者を想定していたのである。事業経営者の目的合理性は、したがって、官僚制国家の歯車にすぎない人間の行為基準としての目的合理性 (ウェーバー)⁽⁴⁹⁾ とは似て非なるものと言わべきであろう。実際バジヨットは、「国制論」で、「決まりきった事務手続き (the routine of business) を、手段ではなくて目的と考える」⁽⁵⁰⁾ 官僚制を批判し、「ビジネス技能の真の原則に完全に矛盾している」と論じている。⁽⁵¹⁾ バジヨットが合理性をそなえた政治家として念頭においていたのは、組織経営の感覚を持ち、大局的な視点から事に当たることができるような人物であった。

以上、教養概念の拡張に対応して拡大された部分の政治についてバジヨットがどのように見ていたのかを検討し、それが「ビジネスとしての政治」と要約できることを明らかにした。それでは、ビジネスとして特徴づけることので

きない政治の部分について、彼はどのように見ていたのだろうか。実のところ、「国制論」以前の彼の議論には、この点に関する言及は見いだされない。力点はむしろ、政治におけるビジネスの側面に集中しており、あたかも政治はビジネスに尽きる、と論じているかのような印象すら与える。このような論調の中では、ビジネスとしての政治を遂行する資質は、上層中産階級固有のものにとどまらず、統治階級全般に共有されているもの、共有されるべきものとして扱われている。たとえばバジョットは「議会改革における現在の諸相」(二八五九年)で、統治階級を構成する人々のことを「世間という偉大な大学 (the great university of the world) に入った」⁽⁵²⁾人々と表現している。議会に入り、ビジネスとしての政治をこなすような人間は、「社会という一般の交際」の中に入り、上層、中産、下層といった階級的な「偏見」を払拭しているような人々なのである。彼はまた、同論考でコールリッジが唱えた「階級代表論」を否定しているが、その理由は、「階級代表論」は議会に自らが属する階級の「特別な願望や偏見」を持ち込むことであつた。⁽⁵³⁾

「ビジネスとしての政治」の範囲のみを扱い、ビジネスの政治手法を統治階級に不可欠な資質とする以上のような議論の方向性は、バジョットの意図と不可分のものであつたと言つてよいであろう。バジョットは、政治をビジネスとして論じることによって、政治を純粹に事業経営として描き出し、さらにはビジネスを教養の一角をなすものとすることによつて、政治は貴族ないし地主が独占的に行うものである、という従来の統治階級観を読み替えようと思つていたのである。バジョットは、政治は公的活動への従事を義務づけられた貴族・地主階級でなくては行うことのできない高貴な活動であるというジェントルマン的政治観⁽⁵⁴⁾に代えて、政治を貴族、地主階級のみならず上層中産階級にも共通の活動領域である事業経営、組織運営として示そうとしたのである。従来は政治の担い手として認知されていなかったが、上層中産階級も実は日常的に疑似政治的な活動を行つており、国政においても十分その任を果たしうる——彼が主張したかつたのはまさにこのようなことであつた。このような意図の範囲内にとどまる限り、政治におけ

る非ビジネス的部分についてあえて言及する必要はバジヨットにはなかつたと言つてよいであらう。

第四節 被治者階級の統合——ビジネスと議会政治

本節では、バジヨットによる「ビジネスとしての政治」が、議会政治のあり方をめぐる議論にも反映されていることを明らかにしたい。すでに当時、三二年の改正法によって下層中産階級は国政選挙における大勢力となつており、また来るべき議会改革では、上層労働者階級が新たに政治の場に組み入れられることが次第に明らかになつていた。バジヨットは、これらの階級が政治参加を果たした後のイギリスにおける国民統合の難しさを予想して、これら被治者階級（下層中産階級、上層労働者階級）を統合する機能を庶民院に持たせることを構想した。この統合において大きな役割を果たすものとしてバジヨットが期待したのが、「ビジネスの教養」を身につけた政治家に他ならなかつた。なぜなら「凡人」たる被治者階級を指導するには、彼らとのコミュニケーションが必要不可欠であり、それには「ビジネスの教養」を持つ政治家が適任とバジヨットは考えたからである。

「議会改革論」で、バジヨットは「庶民院の機能」を二つのものに還元した。第一に「統治機能(the ruling function)」であり、第二に「表出機能(an expressive function)」である。⁵⁵彼の診断によれば、当時、統治機能は十分に機能していたが、表出機能は不十分だった。バジヨットによれば、あらゆる自由な国において最も重要なのは、あらゆる意見や感情が「国民の前に公的に述べられる」ことである。そのような問題の解決、政策の採用は庶民院に委ねられるべきであり、「国民の全階級の感情、利益、意見、偏見、願望」を「かの公平な知性およびかの立法府にもたらさねばならない」。世論を形成する集団は節度ある人々(moderate men)だとはいえ、自らが認識していない事柄に対しては専制的(tyrannical)であるし、論じられていない事柄を理解することもできない、また、眼前にない事柄に関しては

あまり考えない。それゆえ、つねに「判断材料」の提供が必要不可欠なのである。「自由な統治」は「決定を行う階級 (its deciding classes)」が聞いていない事柄に関しては、他のあらゆる統治に比して、最も愚かなものである。⁽³⁵⁾

このように、バジョットは国民の見解が庶民院で集約され、国民に対してその情報が提供されることを重視した。⁽³⁶⁾ところが、彼の観察では、当時の選挙制度では上層労働者階級と上層中産階級の見解が庶民院で集約されていないがゆえに、この機能は十分には果たされていなかった。⁽³⁷⁾そこでバジョットは、上層中産階級に統治への門戸を開放する一方で、完全な民主主義体制に移行させることなく上層労働者階級の見解を議会に取り入れるために、一八三二年改革法以前に行われていた「多様な選挙システム」の復活を主張する。すなわち、彼は、上層労働者階級だけに選挙資格が付与される程度にまでという限定を付けた上で、労働者階級が住民の大多数を含むような大都市においてのみ、選挙資格対象となる財産基準の引き下げを提案した。これによって、上層労働者階級の見解を庶民院に表明させることができる。⁽³⁸⁾こうして彼は、国民の見解を庶民院という場に集約すること、すなわち国民の見解を庶民院に伝えるチャネルを確保することを議会改革の意義の一つに含めたのである。彼は見解表明の場を国民に確保することによって、国民統合を図ろうとしたと言ってよいであろう。

他方、バジョットは庶民院の見解を国民に伝えるという逆方向のチャネルの確保にも注意を払っている。一八五六年に発表された論文「凡人政府」(Average Government)で、平時において天才的知性を有した人物が政治に介入すべきであるという議論に対し、バジョットは嫌悪を隠さなかった。平均人たる国民はこのような人物を理解できないからである。彼は独裁権力論を唱え、クロムウェルを賞賛したCongreve (Congreve) を批判し、次のように続けている。

自由な統治 (free government) の条件は目の前に存在する人々を説得することである、…つまり、平均的な人間 (the average

(man)を説得しなければならぬのだ。当代の選ばれし知識人たちに向かって、あるいは次代の更に経験を積んだ知識人たちに向かって演説するのではなく、恐ろしいほど平凡な人間に向かって演説するのである。ウィツグのある有能な人間が次のように言っている。「世論の知性について云々することは、『タイムズ』紙にとって非常に都合のよいことなのだよ。というのは、世論などというものは『タイムズ』紙を買うこと以上を意味しないのだから。世論などというものはね、あなた、乗合馬車の隅っこに座っているはげおやじの意見なのだよ。』：実際、平均人の愚昧さというものは、自然の施しの一つなのである。自然は天才の不断の活動に対して、愚人の頑迷を与えた。天才は、一、二世代先に進んでいる。：天才の新しい考えが、下層階層 (the inferior strata) まで広がり、世界の財産となるのは、彼の死後なのである。

議会から平均人たる国民へ向けて意志疎通を確保すべきであるなら、メッセージ発信者もまた平凡でなければならぬ。

我が国はいつの時代でも、デイズレーリ氏の言うところの「凡人統治 (Arch-Mediocrities)」によって統治されてきた。パーリー卿の時代から、リヴァプール卿の時代に至るまで、最も長期にわたり、しかも最も容易に統治してきたのは、平凡人 (common men) であるような人たちであった——彼らは乗合馬車に乗っている連中が理解できないようなことを言うことができず——情熱的な天才の高遠な考えや刺激的な熱情が頭の中にはない——また、彼らは公的な問題に明るく、国民が今知りたいことを知っていて、平凡な考えを正確に法案にすることが出来る。もちろん、今も昔も例外はあり、あったかもしれない。というのも、この複雑な世界においては、原理などは誤謬だらけだからだ。多年にわたって偉大な真理を主唱してきた大人物は、ときには、ついにそれを実行に移すことによって、報いられるかもしれない。そして、大惨事という重罰によって、群衆 (multitude) は、その惨事が起こる前に、明晰な洞察力の持ち主が必要であったということも学ぶかもしれない。しかし、そういった出来事は、本質的に、例外的なものである。「このような例外的状況ではなく」通常のビジネスが、通常の政治家を作り上げるのだ——単調な習慣、まっとうな考え、平凡な目的がこのような政治家に顕著な性質なのである。彼はなにかし他人がそうありたいと思うような人物だ。「他人のようにありなさい。そうすれば、他人を超越するでしょう——『普通』でありなさい、そうすれば大人物たりうるでしょう。これが格言なのだ」（傍点引用者）。

庶民院の見解を国民に伝達するのに必要なのは、ビジネスに精通し、「ビジネスの教養」を修めることによって政治家としての資質を涵養してきた世事に明るい「平凡人」であった。バジヨットの見たところ、大局的見地から状況を捉えることのできる組織経営者はまた、庶民院と国民双方の意向を解し、これら二者間のコミュニケーションを可能にする能力をも有していたのである。

このように、バジヨットは、下層中産階級や上層労働者階級という平均人・凡人たちの統合が喫緊の課題となつていく状況で、国民と庶民院との新たな関係を模索していた。その結果、平均的国民と庶民院とのコミュニケーションを確保するために、バジヨットは、ビジネスの手法を政治の場で発揮できるような「ビジネスの教養」を身につけた政治家の必要性を訴えたのであった。

ただし、コミュニケーションの確保による統合というバジヨットの国民統合論については、限定を付け加える必要がある。バジヨットが提唱した庶民院と被治者階級とのコミュニケーションは対等な関係で行われるものとは想定されていらない。デモクラシーを志向しないバジヨットの構想では、統治されるべき下層中産階級および上層労働者階級は、見解を表明することだけが許されるのであって、その見解をどのように処理するのかに関しては、これらの階級に与えられた役割はなかった。したがって、統治階級から被治者階級に伝えられる事柄は、決定された事柄については上意下達にすぎないものであった。庶民院で討議するという形で継続的なコミュニケーションが行われるべきなのは、バジヨットにとつて「決定を行う階級」すなわち統治階級内のみであった。バジヨットは、下層中産階級、上層労働者階級を被治者階級の枠内に留めつつ、上層中産階級を含めた統治階級による統治という基本線を外れないところでコミュニケーションの確保による国民統合を構想していたのである。彼は十全な継続的コミュニケーションが行われる部分（統治階級内）と非対等的コミュニケーションが行われる部分（統治階級——被治者階級間）から成る形態の新たな統治を創造しようとしていた、と言えるであろう。彼にとつて、この新たな統治における不可欠な知のあ

り方が「ビジネスの教養」なのであり、その統治に不可欠な人材とは、このような教養を修めた政治家だったのである。

むすびに代えて——『イギリス国制論』への射程

これまでに見てきたように、一八六〇年前後のバジヨットの議論によれば、政治とはビジネスの一分野であつて、それは「手段を目的に適合させる」方法で行われるべきものであつた。この主張は、それ自体としては、哲学的急進派の「政治的叡智を盛った傑作」⁽⁶¹⁾、ジェイムズ・ミルの『政府論』の冒頭に掲げられていたものと酷似している⁽⁶²⁾。目的と手段の適合を目指す精神は、バジヨットの考える「ビジネス」の手法を身につけた上層中産階級のそれに他ならなかつた。

しかし、このような精神を実践し、「ビジネスの教養」による統治を実行するだけで、議会改革が目前に迫っているイギリスの政治的安定を確保できるのだろうか。大量の下層階級、特に労働貴族と呼ばれる熟練労働者層への選挙資格付与が確実になりつつあつたときに、また、さらに下層の労働者階級にまで選挙資格が拡大される可能性も否定できないという状況下で、実利的計算および組織運営の手法を中軸とした「ビジネスの教養」による支配は、イギリス社会の全成員に受け入れられるのか。六〇年代半ばになつて『国制論』でバジヨットが新たに取り組んだのは、まさにこの問題であつた。

『国制論』では、一見して明らかのように、バジヨットは以上の問いに対して否定的である。彼によると、「国制とは政治的目的に対する政治的手段の寄せ集め (a collection of political means for political ends) であり、「結果がすべてであつて、業務さえこなせば (do business) よい」と考える「実利主義者たち (practical men)」は「誤つ

ている」⁽⁶³⁾。その理由は、このような「ビジネスの教養」に基づく政治的手法のみでは、下層階級の服従を確保できないからであった。被治者全員が「有用性 (the useful)」のみを重視するなら、政治は「ビジネスの教養」だけに従って行えばよいであろう。しかし、下層階級がこのようなものに魅力を感じることはない。この階級は「演劇的要素、すなわち感覚に訴えるもの、最大の人間的創造の化身であると自負するもの、またある場合には超人間的起源を誇るもの」だけに「崇敬の念 (reverence)」を感じ、服従する。⁽⁶⁴⁾したがって、「ビジネスの教養」のみによる統治の貫徹は不可能であった。

このようにバジヨットは『国制論』に至って、政治的服従の獲得における非合理的要素の重要性を強調した。ここで彼は、議会改革論議においては積極的役割を与えられることのなかった君主や貴族の存在を、国制において不可欠な「尊厳的部分 (the dignified parts)」として持ち出してくることになるのである。議会改革が間近に差し迫る中で、バジヨットは下層労働者階級をも含めたイギリス社会の全成員の統合論を構築する必要性に迫られた。『国制論』以前のバジヨットにとつての課題は、上層中産階級を統治階級に加え、彼らの手法を駆使して統治の対象となる下層中産階級と上層労働者階級の統合を図ることであった。その限りにおいて、「ビジネスとしての政治」以外の政治の領域に立ち入る必要はなかった。しかし今や、バジヨットはこの領域に立ち入らざるをえなくなったのである。その結果、世に問われたのが「実効的部分 (the efficient parts)」と「尊厳的部分」という国制における新たな機能分担が盛り込まれた『イギリス国制論』であった。

凡例

本稿で用いるバジヨットの著作は『バジヨット著作集』(The Collected Works of Walter Bagehot 15 Vols., ed by N. St. John-Stevns, The Economist, 1965-1986)——以下、CW と略記する——による。註では「著作名略記」——バジヨット著作集』巻数——頁数——邦訳頁数

の順に記す。邦訳のあるものについての引用文はできる限り下記の邦訳にしたがったが、用語上の整合性を保つために、拙訳を施した箇所がある。なお著作名略記、邦題、著作名、『バジヨット著作集』巻数、初出年は以下の通り。

AG…「凡人政府」

'Average Government,' CW, VI (1856).

DG…「鈍重な政府」

'Dull Government,' CW, VI (1856).

EC…「イギリス国制論」

English Constitution, CW, V (1865-1867).

小松春雄訳「イギリス憲政論」『バジヨット ラスキ マッキューヴァー（世界の名著六〇）』中央公論社、一九七〇年。

IC…「知性的保守主義」

'Intellectual Conservatism,' CW, VI (1856).

LFC…「一八五一年のフランスクーデタに関する書簡」

'Letters on French Coup d'Etat of 1851,' CW, IV (1852).

OGC…「我が統治階級」

'Our Governing Classes,' CW, VI (1856).

PR…「議会改革論」

'Parliamentary Reform,' CW, VI (1859).

PAPR…「議会改革における現在の諸相」

'Present Aspects of Parliamentary Reform,' CW, VI (1859).

SPR…「簡明な議会改革案」

'A Simple Plan for Reform,' CW, VI (1864).

・引用文中における挿入について

() …原著者による挿入。ただし、原語を示す場合にも、この括弧を用いている。

「」……引用者による挿入。

引用文中、「傍点引用者」の記述がない場合、傍点を付した箇所は原文イタリックである。

註

(1) 本稿で扱われるバジヨットの論考では、彼は govern と rule を自覚的に使い分けていない (Cf. OGC, CW, VI, p. 112)。本稿では、用語上の整合性を保つため、双方の訳語として「統治」を用いることとする。ただし、rule を「統治」と訳す場合のみ本文中に原語を示す。

(2) 関口正司「自由と陶冶——J・S・ミルとマス・デモクラシー」、みすず書房、一九八九年、四〇五頁。

(3) Austin, J. A. *Plea for the Constitution*, 1859. オースティンのアリストクラシー擁護論については、Cf. pp. 11-13.

(4) その他、当時のバジヨットの投稿先としては、『サタデー・レビュー』、『ナショナル・レビュー』が挙げられる。

(5) 一八六五年五月から六七年一月まで、『フォートナイトリー・レビュー』誌に、九回にわたって連載された『イギリス国制論』もその一つに含めることができるであろう。六七年に、この九本の論文が一卷本にまとめられた(初版)。また、七二年には章立てが変更され、さらに序文が付けられた(第二版)。以後、第三版が流通していくこととなった。

(6) バジヨットには大衆時代の予見者として、また政治心理学の開拓者としてしばしば高い評価が与えられてきたが、意外にもバジヨット研究は必ずしも多いとは言えない。それらの先行研究においては、関心の対象は、概して、彼の名著『イギリス国制論』に向けられていたと言つてよい。そのため、『国制論』以前に書かれた、バジヨットの多くの著作は『国制論』の予備的考察という地位を与えられがちであった。また、『国制論』研究に目を転じれば、そのほとんどが、同著において彼が提示した「尊厳的部分 (the dignified parts)」と「実効的部分 (the efficient parts)」というイギリス国制の分析枠組そのものを検討するものであった。例えば『「尊厳的部分」と「実効的部分」との「区別」における「結合」の構造を解明すること』の重要性を指摘した議論として岩重政敏『W・バジヨットにおける「権威」の問題』、『日本政治学会年報 一九七三年——危機意識と政治理論』、岩波書店、一九七四年、九八頁。

さらにバジヨット研究の別の型としては、バジヨットの独創的な思考法に注目するものがある。デクスターの論文「バジヨットと彼の新鮮な目」がその典型的な例であろう。この研究ではバジヨットが斬新な発想の持ち主であることが強調され「この新鮮な目をつくり出しているのはなにか」と問い、彼が統治階級からつかず離れずの距離にいたことにその原因を求めている (Dexter, B. 'Bagehot and the fresh eye,' *Foreign Affairs*, XXIV (1945), p. 111)。これに沿った型の議論として、添谷育志「バジヨット

ト——権威・信用・慣習」、藤原保信・飯島昇蔵編『西洋政治思想史Ⅱ』、新評論、一九九五年。

以上のバジョット研究は、ウィクトリア時代中期という時代とは無関係に成立する、抽象的理論のテキストとして『国制論』やその他の著作を読み解くという方向性を共有している。よって、従来の研究では、バジョット自身が同時代において何を考え、著述活動によって何を行おうとしていたのかという彼の政治的意図そのものに踏み込んでいるとは言い難いのである。

二〇〇一年に、オックスフォード大学出版会およびケンブリッジ大学出版会から、一八六七年版をもとにした『イギリス国制論』がそれぞれ出版された。これらの版に付された、編者による序文では、歴史上のどのようなコンテキストが『国制論』におけるバジョットの議論に影響を与えたのか、という問題が検討されており、この点で従来の『国制論』研究の視点から一歩踏み込んだ内容になっている。しかし、オックスフォード版の序文が考察の対象としているのはこの問題に限られ、逆にバジョットの思想内容自体には踏み込んでいない (*The English Constitution*, ed. by Miles Taylor, Oxford University Press, 2001, Introduction)。また、ケンブリッジ版の序文は、従来にはない詳細なコンテキストの検討がなされている、という点で参考となる面を含んでいる。とはいえ、この版では、バジョットが論じた個々のトピック (例えば、政党に関するバジョットの議論、彼の信従 (deference) 論——これは『国制論』解釈にとって詳細に考察すべき非常に重要な問題ではあるが——など) への検討が加えられているのみであって、『国制論』全体を貫く彼の政治的意図を見いださそうとする視点には乏しい (*The English Constitution*, ed. by Paul Smith, Cambridge University Press, 2001, Introduction)。

(7) 本稿では『The House of Commons に「庶民院」という訳を用いるが、この「庶民」は非貴族身分としての庶民を意味しており、世襲貴族の次男以下も含まれることになる。

(8) この論考は、雑誌公刊一月後の二月に一冊のパンフレットとなったほど好評を博した。岳父ジェイムズ・ウィルソン (『エコノミスト』の創始者) は、一躍脚光を浴びたバジョットを晩餐会に招き、グレイ、グランヴィル、グラッドストーン、ロバート・ロウ、ジョージ・コーンウォール・ルイス、サッカレイ等を紹介した。 Cf. St. John-Stevens, N. Walter Bagshot——A Study of His *Life and Thought together with a Selection from His Political Writings*, Eyre & Spottiswoode, 1939, pp. 13-14.

(9) バジョットが論争に加わる五九年には、以下のような経緯から、選挙法改正論議が盛り上がりを見せた。五八年二月、ダービー保守党内閣が成立した。首相ダービーとともに、保守党を指導し、また、この内閣の蔵相を務めていたディズレーリは、多年わたる少数党という立場の打開を目指し、自党による選挙法改正の主導を望み、党内調整を経た後、改正案を上程した。しかし、この少数党内閣による改正法案は、自由党の反対の前に一八五九年三月二日、否決された。六月には、バーマストン自由党内閣が成立する。この内閣も成立早々改革法案を提出した。しかし、この改正法案の支持者は主に、自由党左派であり支持者は少なく、六

○年六月、政府はこの法案を撤回した。なお、議会改革の歴史については以下の文献を参照した。Woodward, E. L. *The Age of Reform*, 2nd ed., Clarendon Press, Oxford, 1962. 中村英勝『イギリス議会政治の発達』、至文堂、一九六一年。

(10) PR. CH, VI, p. 189.

(11) *Ibid.*, p. 191.

(12) *Ibid.*, p. 193.

(13) *Ibid.*, p. 191.

(14) *Ibid.*, p. 192.

(15) 庶民院における各階級の議席数について、例えば以下の文献を参照。Guttsman, W. L. *The British Political Elite*, 3rd ed., Macgibbon & Kee, 1965, p. 41. 同著で、ガッツマンは一八六五年における議席配分を以下のようにまとめている。

「アリストクラット」(準男爵、アイルランド貴族、貴族および準男爵の子息)

ジェントリ(世襲) およびアリストクラットの縁者

イートン校出身者

ハロウ校出身者

ラグビー、ウェストミンスター、ウインチェスター、シュルーズベリー出身者

製造業者、商人、銀行家

31%
45%
16%
8%
8%
23%

(16) このような知的風潮は、マシュー・アーンホルドの『教養と無秩序』の議論によく表れている。アーンホルド自身は中産階級出身者だが、物質的利益重視の中産階級に対して、彼独自の教養の立場から次のように批判している。「教養は言う、『それでは、彼らの生活ぶりと彼らの習慣と彼らの作法と彼らの声の調子そのものを考えてみなさい。彼らを注意ぶかく眺めなさい。彼らの読む文字、彼らに喜びを与える事物、彼らの口から出る言葉、彼らの精神の装具である思想を観察しなさい。いかほどの富も、それをもてばまさにこのような人間にならなければならないという条件があるなら、もつ価値があるのか?』このようにして教養は、不満をうむが、この不満は、富裕な産業社会の人びとの共通の潮流をせき止めることに最高の可能な価値があり、現在を救うことができなくても、せめて未来を俗化から救ってくれるであろう。」Arnold, M. *Culture and Anarchy and other Writings*, ed. by Stefan Collini, Cambridge University Press, 1993, p. 65. 多田英次訳『教養と無秩序』、岩波文庫、一九四六年、六六一―六七頁。コリーニも、同著における「中心的目的」は『「イギリスミドルクラスの劣悪な文化」(the bad civilisation of the English middle class)』にあるとしてゐる (*Ibid.*, Introduction, xvii.)。

- (17) Wiener, Martin J, *English Culture and the Decline of the Industrial Spirit 1850-1980*, Penguin Books, 1981, p. 18. 原副訳「英国産業精神の衰退——文化史的接近」、勁草書房、一九八四年、二六頁。ウィーナーは同著で、イギリスの経済的衰退の原因を、産業資本家が次第にジェントルマン的価値を撰取し、経済的繁栄追求の精神を失っていったことに求めている。
- (18) このような家系の例としては、穀物法廃止を成立させた首相ロバート・ピールを輩出したピール家を挙げることができる。村岡健次「ヴィクトリア時代の政治と社会」、ミネルヴァ書房、一九九五年、一六六一—一七二頁参照。
- (19) PR, CW, VI, p. 231.
- (20) SPR, CW, VI, p. 353. 同小論は、六七年度の『国制論』初版における「改革論付録」にも納められており、バジヨット自身「付録」で「同小論の方が『議会議改革論』よりも「私の目的に非常に適う」ものである」と述べている (Ibid., p. 351.)。
- (21) PR, CW, IV, pp. 234-235.
- (22) Ibid., p. 209.
- (23) ケインとホプキンスが明らかにしたように、少なくとも一七世紀末までには、土地から収入を得るか、投資から収入を得るかに関係なく、「世俗的労働の世界から離れかつ高額の所得を生み出すことができ」るなら、すなわち、ランチェ (renier) 不労所得者であるなら、その人物はジェントルマンと見なされるようになっていた (P・J・ケイン、A・G・ホプキンス・竹内幸雄、秋田茂訳『ジェントルマン資本主義と大英帝国』、岩波書店、一九九四年、一〇頁)。当時、貴族やジェントリたち支配階級が土地経営に着手し、シテイの利害と彼らのそれとの関係が不即不離となつてからすでに長い時間が経過していたのである。この意味で、バジヨットによる「ビジネス財産」の主張はある程度受け入れられていたと言えよう。しかし、バジヨットの先述の指摘(本稿第一節)にもあるように、土地所有階級の政治的支配は盤石であつて、議会に入ることでできる層は、そのほとんどが土地所有(あるいは地主階級)と何らかの形で結びついた層でなければならなかつたのである。したがつて、やはり、バジヨットは不動産とは別個の財産として、選挙資格付与の対象として「ビジネス財産」の価値を示さざるをえなかつた。別言すれば、彼は政治的能力の行使としての「ビジネス財産」に対する伝統的支配階級の信頼感を創出せざるをえなかつたとも言えよう。また、ジョージ・コーンウォール・ルイスも同様の主張をしてゐる。Lewis, Sir George Comewall, 'History and Prospects of Parliamentary Reform,' *The Edinburgh Review*, CCXXI (1859) pp. 135-149.
- (24) Ibid., p. 209.
- (25) Ibid., p. 204.
- (26) IC, CW, VI, p. 98.

- (27) PR, CW, VI, p. 235.
- (28) Mill, J. S. *Inaugural Address delivered to the University of St. Andrews*, People's ed. Longmans, Green, Reader, and Dyer, 1867, p. 4. 竹内一誠訳『ミルの大学教育論』御茶の水書房、一九八三年、三一四頁。
- (29) Cf. Sanderson, M. *The Universities and British Industry 1850-1970*, Routledge & Kegan Paul 1972, ch. 2.
- (30) OG, CW, VI, p. 112.
- (31) バジレットは同論文の別の箇所では、「この階級を「上層商人階級 (the higher trading classes)」と表現している (Ibid., p. 114)。」
- (32) Ibid., p. 113. ノイモンド・ウィリアムズは civilization について、次の指摘を行っている。「一九世紀初期から civilization は現代的な意味へと発展し、ここでは行儀作法や行動の洗練と同様に、社会的秩序や系統的知識 (ordered knowledge) (のちには科学 (SCIENCE)) にも力点が置かれてくる」(Williams, R. *Keywords: a Vocabulary of Culture and Society*, Oxford University Press, 1976, p. 49. 岡崎康一訳『キイワード辞典』晶文社、一九八〇年、六四頁)。
- (33) Ibid., p. 114.
- (34) PR, CW, VI, p. 207.
- (35) Ibid., p. 208. ちなみにバジレットはここで言及されているロンドン大学の出身者であった。
- (36) ただし、ここで付言すべきは、選挙資格として認められるためには、個々人の努力的契機、スマイルズ流に言えば自助的契機が不可欠である、とバジレットが考えていたということである。例えば、大学の選挙資格は、「長期間の勉学」、「厳しい試験」を経たという実績があるがゆえに与えられてしかるべきなのだ、と彼は述べている (Ibid., p. 208)。また、「議会改革における現在の境遇に固く縛られ、精神面で一層独立していない」がゆえに、「選挙資格にはとんと適さぬ」と論じている (PAPR, CW, VI, p. 259)。
- (37) EC, CW, V, p. 330. 一二四頁。
- (38) Ibid., pp. 279-280. 一五九頁。
- (39) Cf. DG, CW, VI, p. 85.
- (40) LFC, CW, IV, p. 48.
- (41) Ibid., p. 39.
- (42) DG, CW, VI, p. 81.

- (43) OGC, CW, VI, p. 115.
- (44) LFC, CW, IV, p. 48.
- (45) EC, CW, V, p. 280. 一五九頁。
- (46) *Ibid.*, p. 330. 二二四頁。
- (47) *Ibid.*, p. 331. 二二五頁。
- (48) *e.g.* *Ibid.*, p. 281. 一六〇頁。 *Ibid.*, p. 296. 一八一頁。
- (49) マックス・ウェーバー、大塚・生松訳「世界宗教の経済倫理」、『宗教社会学論選』、みすず書房、一九七二年、一一七—一一八頁。
- (50) EC, CW, V, p. 328. 二二二頁。
- (51) *Ibid.*, p. 330. 二二四頁。
- (52) PAPER, CW, VI, p. 252.
- (53) *Ibid.*, p. 251. なお、バショットが「階級代表論」として言及しているコールリッジの議論については、Coleridge, S. T., *On the Constitution of the Church and State, The Collected Works of the Samuel Taylor Coleridge Vol. 10*, ed by John Colmer, Princeton University Press, 1976, ch. 2 を参照。コールリッジは同著で大土地所有者 (the Major Barons)、小土地所有者 (the Minor Barons)、商工業および専門職従事者 (citizens) という三階級の各代表による上下両院 (貴族は貴族院、後二者は庶民院) での勢力抑制・均衡論を説いた。
- (54) 例えば、『国制擁護論』で自らを「ウィッグ主義、自由主義的保守主義 (Whiggism, Liberal Conservatism)」であると述べたジョン・オースティンは以下のように論じている。「不労所得のあるジェントルマンという重要な大集団は、土地所有ジェントリ階級および土地所有ジェントリと上院議員との様々な家族的つながりによって関係のある人たちから構成されている。この不労所得のあるジェントルマンの集団は：政治的、アリストクラシー (a political aristocracy) と称されてよいであろう。というのも、彼らは地位と財産によって国家的業務に自らを捧げることがを特に要求されているからである」。Austin, J. A., *Plea for the Constitution*, 1859, p. 12.
- (55) PR, CW, VI, pp. 194-196.
- (56) 『国制論』で、バショットはこの表出機能を「報道機能 (an informing function)」と表現し、「重要度の点において第一番目の地位」にあげている (EC, CW, V, pp. 290-291. 『ローリー』一七四頁)。

(57) PR. CW, VI, pp. 194-195. したがって、当時パジヨットが想定していた「国民」には上層労働者階級より下の階級は含まれず、この語はイギリス社会の全成員を意味しない。

(58) 議会改革の具体的方法として、パジヨットは以下のように論じている。「あるかなりの (*considerable*) 数の議席を重要でないバラから——選挙資格取り上げに関して提案されたあらゆる予定表に一樣に載っている有名なバラ——から大産業地域へ移し、そういった大産業地域に、そこでのみ、職工階級にまで選挙資格基準を下げる、というのがそれである。こうすることで、労働者階級は必要な選挙資格を得るだろうし、こうすることによってのみ、彼らに必要なだけの代表を与えることになるのである。ある一定数の議席を所有しているだけなので、彼らはこの国を支配するに及ばず、彼らの熱狂、偏見、もしくは想像上の諸利益を押しつけるに及ばないのである。彼らの議員たちは多くの種類の議員中の一つにすぎない。彼らは一要素として議会に貢献することになるだろうが、議会自体を選出するには至らないのである。と同時に、本案はイングランドのより発展的な部分と発展的でない部分との間の、現在の誤った区分を是正する。議席の以上のような移動によって、もつべき人がもち、もつべきでない人がもたなくなるのである。これが望まれているものなのだ」。SPR. CW, VI, pp. 353-354.

(59) AG, CW, VI, p. 88.

(60) *Ibid.*, pp. 88-89.

(61) J. S. ミル、朱牟田夏雄訳『ミル自伝』、岩波文庫、一九六〇年、九五頁。

(62) 「統治に関する問題は、目的に対する手段の適合性に関する問題の一つである (The question with respect to Government is a question about the adaption of means to an end)」。Mill, J. *Political Writings*, ed. by Terence Ball, Cambridge University Press, 1992, p. 3. 小川晃一訳『教育論・政府論』、岩波文庫、一九八三年、一一五頁。

(63) EC, CW, V, p. 206. 六八頁。

(64) *Ibid.*, p. 71. 一一〇九頁。